

## 年次研修の体系に係る検討委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 初任者及び若手教員の増加を踏まえ、教員の指導力を向上させる継続的かつ効果的な研修の在り方を検討するため、年次研修の体系に係る検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、年次研修に係る次の事項について、検討する。

- (1) 次年度以降の研修体系に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長は県立学校部副部長を、副委員長は市町村支援部副部長をもって充てる。

(委員会の運営)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて、有識者及び関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に所掌事務を補助するための幹事会を置く。

(幹事会の組織)

第6条 幹事会は別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 幹事会に幹事長、副幹事長を置く。
- 3 幹事長は高校教育指導課、副幹事長は義務教育指導課のそれぞれ主幹級職員をもって充てる。

(幹事会の運営)

第7条 幹事会の会議は幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事長は必要に応じて、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会及び幹事会の事務局は 高校教育指導課内に置く。

- 2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。